

●香川県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

さぬき市鴨庄字姥ヶ谷4482の1、4482の3、字官府4494の1、4496の1、4496の2、4497、4499の5、4499の11、4499の30から4499の36まで、4499の42、字丸山2035の1、2035の7、字山脇4530の4、4530の5、4532の2、4532の6、4532の8、4532の17、4536の1、4539の2、4540の1、4541の1から4541の3まで、4541の6、4541の7（次の図に示す部分に限る。）、4542の5、4542の6・4543の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4544の3、4544の12、字手箱4573の1、4573の9から4573の11まで、4579の1、4579の11、字小方峠4548の1、4549、4550の2、4550の11、4550の14、4550の16、字焼山4442の6、4442の7、4442の43から4442の45まで、4442の47、4450の4、4451の3、4451の4、4452の1、4458の1、字新開4412の1、4417の2、4417の3、4417の12から4417の16まで、4418の1、4418の2、4418の4、4418の11、4418の12、4424の1、4427の1、字新池奥4483の3、4483の6から4483の10まで、4483の12、4483の15、4483の17、4483の19、4483の20、4484の2、字新田峠4568の1、4568の2、4568の4、4568の8、4568の10、4572の1、4572の9から4572の12まで、字真如堂4442の1、字大人4610の12、4610の16、字大谷4433の1、4433の3から4433の5まで、4434の1、4434の7から4434の13まで、4434の15、4435、4436、4438の4、4438の9、4438の14、4440の2、字池尻4492の1、4492の3、4493の2、甲4490の1、字中山田4558の1、4558の3、4558の4、4560の1、4560の3、4567の1から4567の4まで、字日与次4399の1、4399の12、4399の13、4403の2、4403の3、4403の4（次の図に示す部分に限る。）、4410の1、字白方4583の1、4584の1、4584の3、4584の6から4584の8まで、4585の1、4585の4から4585の12まで、字不動寺4525の6、4525の13から4525の17まで、4525の20、4525の29、4525の30、字北地4462の3、4463の2（次の図に示す部分に限る。）、4463の3、4464の1、4464の2、4465の1から4465の3まで、4466の2から4466の17まで、4466の19、4468の1から4468の3まで、4468の5、字野田4600の3、4600の4、4600の6、4600の8、4600の16、4604の2、4604の6、4604の7、4606の6、4606の7、4607の3、鴨部字坂子3032の3、3033の1、3034から3037まで、3039の1、3056、3399の1、3399の3、3400の1、3400の2、字深谷5106の21、5106の22、字神ノ奥1664の1、1665の8、1674の1、1675の1、1698の1、1698の21、1699の1、1709の69から1709の72まで、1709の78乙、1709の81から1709の83まで、字成山1797の2から1797の5まで、1800の1、1810の1、1940の1、1941の1、1984の1、字西山2817の1、2818の1、2819の1、2819の2・2819の3（以上2筆国有林）、2822の1から2822の5まで、2822の7（国有林）、字川古1656の1、1660、1661の3、字池ノ内2824の2から2824の5まで、2824の9・2824の10（以上2筆国有林）、字鳥田1991の1、1992の1、1993の1（次の図に示す部分に限る。）、字南谷6646の5、6646の7、6757、6758、6761の1、6761の2、6765の1、字能徳4886の2、4886の4、字白川原4946の1、4948、4949の1、4949の2、4950の3、字六番2184の2、2184の6、2185の1（次の図に示す部分に限る。）、2185の3、2186の1、2186の7、2267の1、2267の4、2267の5、2267の8、2267の10、2341の1、2343、2452の2、小田字興津2092の2、2092の4、2098の2、字中西2077の17、末字山田722の1、722の6、722の7、722の12、760の1、760の2、763の1、763の3、

763の5、764の1から764の3まで、809の1から809の3まで、872の2、874から876まで、878から881まで、883、886の4、字東内間16の1、16の4、30の1、31の1、34、132の1、133の1、133の2

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

鴨庄字姥ヶ谷4482の1、4482の3、字官府4494の1、4496の1、4496の2、4497、4499の5、4499の11、4499の30から4499の36まで、4499の42、字丸山2035の1、2035の7、字山脇4530の4、4530の5、4532の2、4532の6、4532の8、4532の17、4536の1、4539の2、4540の1、4541の1から4541の3まで、4541の6、4541の7（次の図に示す部分に限る。）、4542の5、4542の6・4543の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4544の3、4544の12、字手箱4573の1、4573の9から4573の11まで、4579の1、4579の11、字小方峠4548の1、4549、4550の2、4550の11、4550の14、4550の16、字焼山4442の6、4442の7、4442の43から4442の45まで、4442の47、4450の4、4451の3、4451の4、4452の1、4458の1、字新開4412の1、4417の2、4417の3、4417の12から4417の16まで、4418の1、4418の2、4418の4、4418の11、4418の12、4424の1、4427の1、字新池奥4484の2、字新田峠4568の1、4568の2、4568の4、4568の8、4568の10、4572の1、4572の9から4572の12まで、字真如堂4442の1、字大人4610の12、4610の16、字大谷4433の1、4433の3から4433の5まで、4434の1、4434の7から4434の13まで、4434の15、4435、4436、4438の4、4438の9、4438の14、4440の2、字池尻4492の1、4492の3、4493の2、甲4490の1、字中山田4558の1、4558の3、4558の4、4560の1、4560の3、4567の1から4567の4まで、字日与次4399の1、4399の12、4399の13、4403の2、4403の3、4403の4（次の図に示す部分に限る。）、4410の1、字白方4583の1、4584の1、4584の3、4584の6から4584の8まで、4585の1、4585の4から4585の12まで、字不動寺4525の6、4525の13から4525の17まで、4525の20、4525の29、4525の30、字北地4462の3、4463の2（次の図に示す部分に限る。）、4463の3、4464の1、4464の2、4465の1から4465の3まで、4466の2から4466の17まで、4466の19、4468の1から4468の3まで、4468の5、字野田4600の3、4600の4、4600の6、4600の8、4600の16、4604の2、4604の6、4604の7、4606の6、4606の7、4607の3、鴨部字坂子3032の3、3033の1、3034から3037まで、3039の1、3056、3399の1、3399の3、3400の1、3400の2、字深谷5106の21、5106の22、字神ノ奥1664の1、1665の8、1674の1、1675の1、1698の1、1698の21、字川古1656の1、1660、1661の3、字白川原4946の1、4948、4949の1、4949の2、4950の3、小田字興津2092の2、2092の4、2098の2、字中西2077の17

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）